

綾瀬市立綾瀬中学校「学校いじめ防止基本方針」（H29年）

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方向に関する事項

<本校のいじめ防止に関する基本理念>

「いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめを生まない学校づくりに向けて、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策に取り組む。」

<いじめの禁止>

「本校の生徒は、いじめを行ってはならない。」

<学校及び職員の責務>

「いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、組織的にいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し被害の拡大や再発防止に努める。」

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめの未然防止のための取組

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・いじめ防止に資する生徒の自主的活動を支援するために、保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図る。
- ・学校全体で生徒とのふれあいを大切にし、本当の気持ちや悩みなどを教職員に打ち明けることができる人間関係づくりに取り組む。
- ・教職員は、道徳、学級の時間等を利用し、いじめ防止の重要性に関する理解を深める。
- ・教職員は、居心地の良い学校づくりに努め、日々の授業や活動を大切にしていく。
- ・教職員は、生徒や保護者と信頼に満ち溢れた人間関係を築いていく。
- ・教職員は、自らの言動がいじめを助長することのないように細心の注意を払って生徒の指導に取り組む。

(2) いじめの早期発見

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査「スクールアンケート」を毎月1回実施するとともに、必要に応じて適宜聞き取り調査を行う。
- ・「スクールアンケート」等によりいじめの訴えがあった場合は、直ちに教育相談を実施し、早期解決に向けての支援や指導を行う。
- ・教職員は、日頃から生徒の様子を観察し、いじめの兆候の発見に努める。
- ・生徒及び保護者がいじめに係る通報や相談をしやすくなるよう体制の整備を行う。

(3) いじめに対する措置

- ・いじめの疑いやいじめの訴えがあった場合は、直ちに教育相談を実施し、早期発見にむけての支援や指導を行う。
- ・いじめに係る相談や報告を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、速やかに組織的対応を図り、情報の共有と対策の手順・方針を共通理解した上で必要な措置を講ずる。
- ・いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための配慮が必要であると認めら

れるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

- ・いじめの関係者、当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(4) インターネット上のいじめへの対応

- ・発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、関係団体や関係企業との連携を図り、情報モラルの育成に努める。
- ・生徒及び保護者に必要な研修・啓発活動を実施する。
- ・教職員のスキルアップ等を図るための研修会を実施する。

(5) 「いじめ問題等検討委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「綾瀬中学校いじめ問題等検討委員会」を設置する。

<設置根拠等>

- ・いじめ防止対策推進法第22条により設置する常設組織とする。

<構成員>

- ・校長、教頭、適応支援グループ総括教諭及び支援教育担当、養護教諭、スクールカウンセラー
- ・事例に応じて、SSW（スクールソーシャルワーカー）、医師（学校医）などの専門人材を登用する。

<活動>

- ・「スクールアンケート」からのいじめ問題の把握
- ・学級集団アセスメント結果の分析や教育相談による生徒理解と状況把握
- ・早期発見・早期対処のための欠席日数や欠席理由とその要因の把握と経過観察
- ・体調不良による保健室来室者の把握とその要因把握
- ・いじめ事案に対する対処と事後の経過観察

<開催>

- ・月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(6) 重大事案への対処

- ・生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（以下「重大事態」という。）は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、綾瀬市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(7) 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。

(8) その他

- ・この方針は、必要に応じて見直しを図るとともに、生徒及び保護者ほか関係者への周知公表を行う。

